査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 ［一～二十九　略］ 三十　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第二項 ［三十一～四十　略］ ［2～4　略］	央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ［一・三　略］ ［3～7　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［略］ 2　法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中	（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等） **第二百八条**　［同上］ 2　［同上］ 一　銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中

［一～二十九　同上］ 三十　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第二項 ［三十一～四十　同上］ ［2～4　同上］	央金庫並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 ［二・三　同上］ ［3～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第五号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第二十五号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （他の命令の適用） **第四十一条**　令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十八号までに掲げる命令の規定を適用する。 一～二十八　（略） 二十九　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号） 三十～五十八　（略） 2　（略）	**附　則** （他の命令の適用） **第四十一条**　令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十八号までに掲げる命令の規定を適用する。 一～二十八　（略） 二十九　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号） 三十～五十八　（略） 2　（略）

附　則

この命令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。